

日吉津村環境基本計画

平成24年4月

日吉津村

目 次

第1章 日吉津村環境基本計画の基本的事項	1
(1) 根拠・目的	1
(2) 基本理念（日吉津村環境基本条例第3条）	1
(3) 環境基本計画策定の背景	1
(4) 位置づけ	3
(5) 対象区域・範囲	3
(6) 計画の期間	3
第2章 基本目標／基本方針	4
(1) 基本目標	4
(2) 基本方針（日吉津村環境基本条例第8条）	4
第3章 村・村民・コミュニティ・事業者の役割	5
【村の役割】	5
【村民の役割】	5
【コミュニティの役割】	5
【事業者の役割】	5
第4章 実施計画（目指す姿／現状と課題／具体的施策／目標）	6
(1) 村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保	6
(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全	9
(3) 地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取 れた快適な環境の創造	11
(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進	13
(5) 地球環境保全に資する取組みの推進	15
第6章 計画の推進	17
(1) 環境教育の推進	17
①学校教育における推進	17
②公民館活動など社会教育における推進	17
(2) 村・村民・コミュニティ・事業者のパートナーシップ	18
①「日吉津村環境の日、6／5」の設定と啓発活動の実施	18
②自治基本条例に基づく、参画と協働のむらづくりの推進	18
③コミュニティにおける実践を通した啓発活動	18

(3) 推進体制の確立	18
①村環境審議会の役割	18
②役場庁内の組織	18
③進行管理	18
④年次報告	18
⑤その他	18
 第7章 環境配慮指針	19
■家庭版	19
■事業所版	21
 資料／用語説明	22

第1章 日吉津村環境基本計画の基本的事項

(1) 根拠・目的

日吉津村環境基本計画は、日吉津村環境基本条例（平成23年4月施行）第9条第1項に定められた「良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として策定するものです。

また、同第3条には、良好な環境の保全と創造のために、5項目の基本理念を定めています。この計画は、このような基本理念を踏まえ、その実現に向けて、本村の環境施策を推進するために策定するものです。

(2) 基本理念（日吉津村環境基本条例第3条）

良好な環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行います。

- ①村、村民、コミュニティ及び事業者が自らの活動と環境との関わりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を創ること。
- ②すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、安全でおいしく飲める水環境の維持に努めること。
- ③多様な生物が生息できる生態系及び自然環境を守り、身近な自然そして生物を大切にする心を養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- ④先人が築きそして引き継いできた歴史、文化遺産を大切に守り、私たちの生活の中に密着したものとして引き継ぎ伝えていくこと。
- ⑤環境保全は、人類共通の課題として、すべての者が自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、環境にやさしい行動を積極的に推進すること。

(3) 環境基本計画策定の背景

日吉津村は、東に秀峰大山、西に一級河川日野川、北に日本海、南に箕輪屋平野が広がる、自然豊かな村です。昭和27年の日本パルプ工業株米子工場（現王子製紙株米子工場）の操業開始、昭和60年の国道431号の開通、平成11年のジャスコ日吉津ショッピングセンター（現イオンリテール株イオンモール日吉津）の出店等、地域開発が進む中で、環境は大きく様変わりしてきました。

あわせて高度経済成長期以降の、大量生産、大量消費、大量廃棄などの資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高めていく一方で環境への負荷を増大させ、地域の豊かな自然や生活環境に影響を与え続けています。

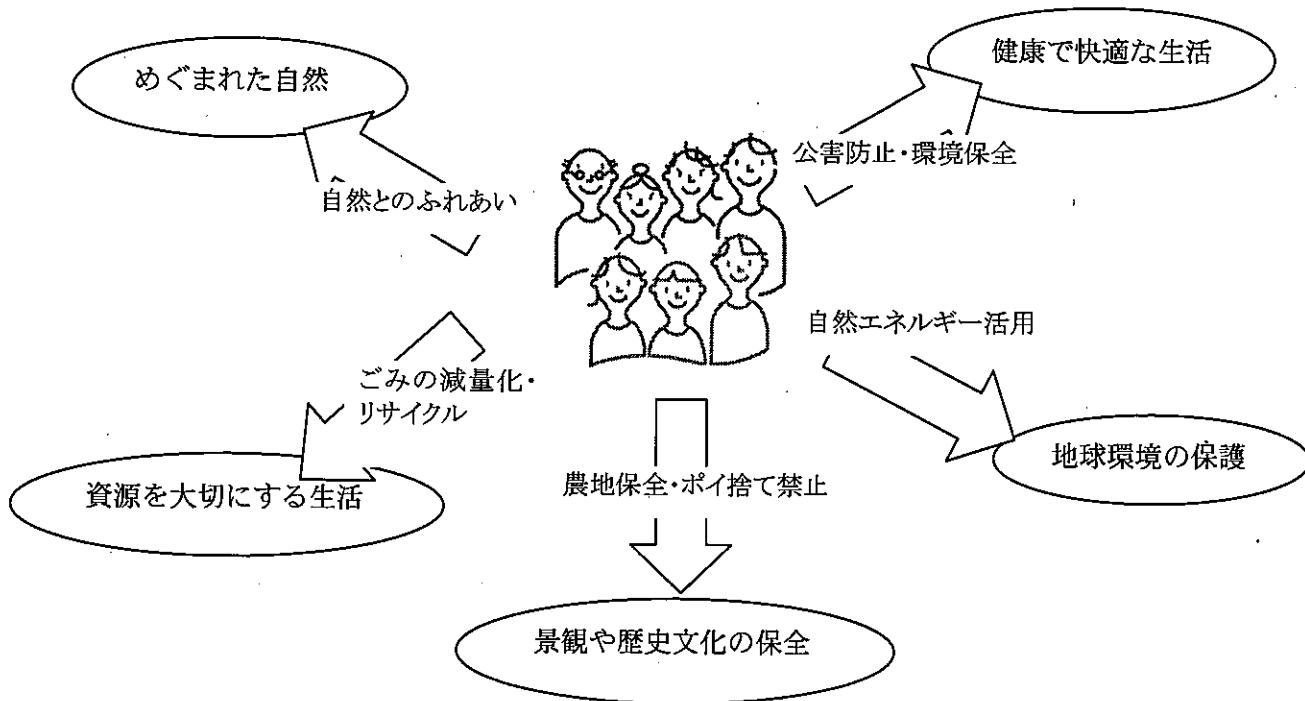
平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の理念を掲げ、環境保全のための国及び地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めています。特に地方公共団体の責務については「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

鳥取県は平成8年10月に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、平成11年3月に鳥取県環境基本計画（平成17年2月改定）を策定しています。

本村でも、環境へ配慮したむらづくりの実践として、村民一人ひとり、自治会などをあげて、ゴミの減量化や分別・リサイクルの推進などに取り組んできました。

そして平成23年3月、日吉津村環境基本条例を制定し、同4月施行しました。この条例を具現化するためには、村・村民・コミュニティ（自治会、ボランティア団体等）及び事業者がパートナーシップを発揮し、具体的な施策や目標を定める、環境基本計画を策定する必要があります。

【環境にやさしい暮らしのイメージ図】



(4) 位置づけ

①日吉津村環境基本条例第9条第2項に基づき、「第6次日吉津村総合計画」（地方自治法第2条第4項の規定に定める基本構想）に即し、次に掲げる事項について定めたものです。

○良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容に関する事項。

○村民等が良好な環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針に関する事項。

○前2号の掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

②国や鳥取県の関連する計画と連携しながら、本村の環境にかかわる総合的な計画として尊重します。

③本村の他の個別計画に盛り込まれた事項においても環境に関するものについては、本計画を基本とし整合性を図るものとします。

(5) 対象区域・範囲

日吉津村全域とします。ただし、広域的影響が考えられる項目については、国、県及び周辺市町を考慮した地域とします。

またこの計画は、行政、村民、コミュニティ、事業者など、本村に関わるすべての者を対象とするものです。

(6) 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度末までとします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があれば、適宜、見直しを行います。

(1) 基本目標

人と地球の未来をつなぐ、夢育む村づくり

(2) 基本方針（日吉津村環境基本条例第8条）

村は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を対象とし、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとします。

- ①村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- ②人と自然との触れ合いの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組みの推進

【村の役割】

村は、基本理念（第1章の（2））にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し実施するものとします。

また、すべての施策・事業を行うにあたって、環境への影響に配慮し、全庁あげて計画の実現に努めます。

国・県等の環境施策の情報を的確に取り入れ、村民等へ情報提供するとともに、村民、コミュニティ及び事業者と協働しながら、施策へ反映していきます。

【村民の役割】

村民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、良好な環境を損なうことのないようにお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとします。

村、コミュニティ及び事業者と協働し、自発的な環境保全活動に努めるとともに、環境にやさしい村づくりに積極的に参画するものとします。

【コミュニティの役割】

自治会及び各種団体を含む、コミュニティは、基本理念にのっとり、村民の先導的な役割を担うべく、村民が参画できる体制の整備・情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとします。

村、村民及び事業者と協働しながら、特に村民一人ひとりが、積極的に活動に参加できる場を作り、地域での環境活動を広げていきます。

【事業者の役割】

事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、良好な自然環境の保全や創造、そして環境に配慮した事業展開に積極的に努めるものとします。

- （1）村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- （2）人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- （3）地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- （4）資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- （5）地球環境保全に資する取組みの推進

（1）村民の健康の保護及び快適な生活環境の確保

【目指す姿】健康はみんなの願い、快適な生活環境をつくろう

- ◇公害のない安全な村
- ◇健康で快適に暮らせる村

【現状と課題】

公害とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚染・汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

日吉津村は、王子製紙株米子工場、イオンリテール株イオンモール日吉津と環境保全協定を締結し、ともにこの協定に基づき定期測定（王子製紙：ばい煙、大気悪臭、排水悪臭、排水水質、騒音・イオン：排水水質）を実施し、公害防止に努めています。

村民が、健康に暮らし、良好な環境を次世代に引き継ぐため、ライフスタイルや事業活動、社会経済システムを見直すこと、循環型社会への転換を図り、美しいむらづくりをすすめることが必要です。

【具体的施策】

(1) - 1 大気汚染の低減

大気環境の汚染実態把握のために大気汚染物質の監視を行います。

良好な大気環境の確保のために、工場・事業所から発生するばい煙等についての調査・指導を行うとともに、法令に基づく排出濃度規制など大気汚染の低減を要請します。

(1) - 2 悪臭の低減

工場・事業所に悪臭の規制地域、規制基準の周知と基準遵守の指導を行います。

(1) - 3 水質汚濁の低減

工場・事業所からの排出水の調査・指導など水質汚濁低減対策について、県並びに上流の市町と連携しながら推進します。

また、農業従事者に対しても、減農薬・減化学肥料を推進し、土壤・水質汚濁低減対策を推進します。

(1) - 4 騒音・振動の低減

工場・事業所・建設工事などについて、騒音・振動の規制地域、規制基準の周知と基準遵守の指導を行います。

【現状及び環境基準】※現状で、以下の環境基準を超える事例はありませんが、引き続き環境基準を超えることが無いように調査・監視を行います。

大気汚染防止対策

①ばいじん	0. 17 g / m ³ N
②硫黄酸化物総排出量	140 m ³ N / 時
③窒素酸化物	150 ppm
④ダイオキシン類	1 ng - TEQ / m ³ N
⑤塩化水素	700 mg / m ³ N

水質汚濁防止対策（海洋）

①水素イオン濃度	8. 5 pH
②化学的酸素要求量	105 mg / ℥
③浮遊物質量	60 mg / ℥

水質汚濁防止対策（河川）

①水素イオン濃度	8.6 pH
②化学的酸素要求量	20 mg/l
③浮遊物質量	10 mg/l
④油分	10 mg/l
⑤大腸菌群数	1,000 個/ml

悪臭防止対策（大気中）

①メチルメルカプタン	0.005 ppm
②硫化水素	0.1 ppm
③硫化メチル	0.01 ppm
④二硫化メチル	0.009 ppm

悪臭防止対策（排出水）

①メチルメルカプタン	0.007 ppm
②硫化水素	0.05 ppm
③硫化メチル	0.3 ppm
④二硫化メチル	0.03 ppm

騒音、振動防止対策

①騒音

時間区分	現測定地 王子製紙米子工場北側	現測定地 同東側
午前6時～午後10時	70 dB	65 dB
午後10時～翌日午前6時	65 dB	60 dB

②振動	60 dB
-----	-------

(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全

【目指す姿】自然とふれあい、いのちを育む自然を大切にしよう

- ◇ポイ捨てのない、マナーアップの村
- ◇自然を愛し、自然とふれあう村

【現状と課題】

本村は、北は日本海、西は日野川に面しており、風光明媚な田園地帯ですが、社会が近代化するなかで、自然とのふれあう機会が少なくなっています。特に未来を担う子どもたちには、豊かな自然体験が求められています。自然とのふれあいにより感性を培い、自然への認識を深めることによって、複雑多様化する環境問題に対して、的確な認識や行動を起こすことが期待されます。

このため、さまざまな自然とのふれあいの場の確保を推進する必要があります。

今日、我が国には、自然環境の変化により絶滅のおそれのある野生動植物が増加しつつあります。本村においては、特に保護すべき希少な動植物の生息地は見当たりませんが、日野川水系のあゆやさけの育成保護が行われ、子どもたちの体験学習の場ともなっています。保護を図る必要のある希少野生動植物の捕獲、採取等には制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全を図る必要があります。

また、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑が原因となり、住民間でのトラブルが発生しています。動物の所有者等に、動物がそのようなトラブルの原因となりうることを認識した上で、適正な管理を行うよう啓発する必要があります。

【具体的施策】

(2) - 1 河川及び海岸の愛護活動

①河川及び海岸の清掃・愛護活動の推進

村内河川・用水路及び海岸・松林などに、地域ぐるみで親しむ愛護活動を推進するとともに、清掃や美化活動、花づくりの推進、ボランティア活動への支援・育成を進めます。

②河川・道路等の整備の際には、環境に配慮した整備を行います。

(2) - 2 自然とふれあう体験の推進

①こどもエコクラブの設置

持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちに、将来にわたる環境保全への高い意識を育むため、本村にこどもエコクラブを設置し、育成します。地域で仲間とともに地域環境、地球環境に関する学習や体験の場を提供します。

②「自然観察会」の開催など、自然に親しむ場の設置

身近な動植物の観察を行う「観察会」を開催し、村民に自然とふれあう場を提供します。

③指導者の育成

こどもエコクラブ等の活動で自然体験を指導できる人材の養成・育成を図ります。必要な知識や技術を身に付け、指導していただく方、また、それをサポートしていただく方を育成します。

(2) - 3 海浜運動公園や日野川河川敷・水辺の楽校などの整備活用

①親しまれる公園づくり

子どもからお年よりまで、安心して遊べ、親しまれる公園づくりと体験・交流の場、村民いこいの場として、海浜運動公園・河川敷運動広場の適正な管理と利用促進を図ります。

(2) - 4 動植物の生育への配慮

①動植物の生育状況の把握（県等関係機関との連携による）

村域に生息・生育する動植物のデータベースの作成を検討します。

②河川・海岸の管理

河川・海岸における動植物の生息・生育環境に配慮した管理を行います。

(2) - 5 動物の愛護と管理

①ペットの愛護と管理

動物と社会の関わりを考慮した上で、社会的責任を十分に自覚し、飼養及び保管を適切に行うことの意識啓発を図ります。

【目標】

主な目標指数	現 状 (平成 22 年度末)	目標 (平成 28 年度末)
こどもエコクラブの設置	登録なし	村内に設置し、活動。
自然観察会開催数	未実施	年 2 回実施
指導者の育成	登録なし	研修会等を実施し、育成。

(3) 地域の特性を活かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造

【目指す姿】産業振興と調和して、日吉津の景観を守ろう

- ◇景観を守り育てる村
- ◇文化・産業が調和する村

【現状と課題】

開発行為・宅地開発等の土地利用に関する規制の監視・指導を図り、自然景観と調和のとれた計画的な開発、また、自然環境や歴史・風土の保全について適正な規制や誘導に努め、安全、快適、効率性などの機能が備わった自然景観、市街地景観づくりに努めることが必要となります。

【具体的施策】

(3) - 1 景観の保護・形成

①快適な住環境整備

住宅地については、のどかな田園風景や自然環境と調和した、快適な住環境の整備に努めます。

快適な環境の創造のために歴史的文化的施設を保護し、この活用を通じて個性あふれる街並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとします。

②ポイ捨て禁止条例等の制定

現在、日野川河川敷運動公園から日吉津村海岸までの区域が「鳥取県環境美化の促進に関する条例」により「環境美化促進地区」に指定されており、美しく快適な生活環境づくりを進めていく地区となっています。しかし、近年、ゴミの散乱がひどく、景観を損ねるなど問題となっており、全村を対象とした村独自のポイ捨て禁止条例等の制定など対策を講じていかなければなりません。

(3) - 2 不法投棄防止による美観維持

①不法投棄の防止

県の「廃棄物適正処理推進指導員」と連携し、不法投棄が頻発する日野川河川敷及び海岸線の不法投棄等監視活動を強化し、不法投棄等の未然防止と早期発見に努めます。また公用車及び協力いただける村民等に不法投棄防止用マグネットシートを貼り、パトロール及び啓発を図ります。

(3) - 3 景観の保全

クリーン作戦などをとおし、地域の清掃活動などを支援します。

景観に配慮した建築物や屋外広告物などの建設や指導に努めます。

①環境美化の推進

年2回の海岸クリーン作戦（同実行委員会主催）などのボランティア活動を通じ、環境問題への実践活動につなげていきます。

ボランティア活動団体の登録・支援（クリーンパークの会、女性の会など）を行います。

②荒廃地対策

のどかな田園風景や自然環境と調和した風土を守るために、農地の貸付・受委託を推進し、農地の保全・適正な管理の指導に努めます。

(3) - 4 歴史・文化資源の保全と活用

歴史的・文化的遺産について正しい知識を身につけ、これらの環境資源の適正な活用を促すための情報提供に努めます。

【目標】

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目標 (平成28年度末)
不法投棄件数	7件	0件
ポイ捨て禁止条例の制定	未制定	平成24年度中の制定
クリーン作戦回数	2回	4回
環境美化活動を行う団体の登録数	登録なし	30団体 <small>荒神さんの草取りや花壇づくりを行っている老人クラブ等の活動、自治会など登録を。</small>
屋外広告物の違反設置への対策	3件	0件
荒廃農地の削減	45,933m ²	現状数の50%削減

(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

【目指す姿】ゴミの減量化とリサイクルで、資源を有効利用しよう

◇ゴミの資源化をすすめる村

◇一人当たりの排出量の減量化・リサイクル率トップをめざそう

【現状と課題】

私たちは、日常生活や事業活動の中で、便利さや快適さを求めて、多くの資源やエネルギーを大量に消費し、様々なものを廃棄しています。

将来の世代へ良好な環境を引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直とともに、省資源・リサイクルや省エネルギー意識の普及・啓発を図り、これに向けたグリーン製品の導入を推進することが必要です。

本村では、一般廃棄物については、平成15年度より生ごみ処理機、コンポストの購入費補助制度を実施、平成17年度よりプラスチックを分別収集、平成19年度よりビデオテープを分別収集し、民間事業者でRPF化しています。

また、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーの普及・促進を図ることも重要な施策となっています。

【具体的施策】

(4) - 1 ゴミの分別・リサイクル

①分別収集の推進

分別収集が村民・各家庭に概ね定着してきましたが、まだ完全ではないため、有効で村民の皆さんの協力が得やすい方法を工夫しながら、啓発活動し、リサイクル推進を図ります。

②ゴミの説明会を開催

ゴミの説明会を開催し、村内のゴミ処理量や処理に掛かる費用、リサイクルの重要性・効果などを再認識いただく場とします。

(4) - 2 ゴミの減量化と資源化

村は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めます。

①ゴミの減量化と資源化の推進

現在実施している各世帯への生ゴミ処理機購入助成を推進し、生ゴミの減量化を進めるとともに、「日吉津村ゴミ問題を考える検討委員会」を開催しながら推進します。また事業所に対し、ゴミ減量化への指導を行います

(4) - 3 4R運動の推進

リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの推進と啓発に努めます。
分別収集の再度徹底を図り、リサイクル率の向上に努めます。

4Rに関する様々な情報の提供に努めます。

①マイバック利用促進

ノーレジ袋デー（毎月10日）に、レジ袋の削減にむけたマイバックの利用促進の街頭キャンペーンに参加し、呼び掛け活動を実施しています。

また、アンケート調査を実施し、マイバックの普及状況を把握しながら、啓発に努めます。

※ 4R運動とは・・・(リフューズ=購入拒否) (リデュース=減らす)
(リユース=再使用) (リサイクル=再生利用)をいう。

【目標】

主な目標指標	現 状 (平成22年度末)	目標 (平成28年度末)
1人当たりの1日のゴミの排出量	家庭 656g 事業所 1,059g	家庭 623g (5%減) 事業所 1,006g (5%減)
ゴミのリサイクル率	49.6%	55%
電気式生ゴミ処理機の導入戸数	61戸 (平成14年度～算出)	75戸
コンポストの導入戸数	19戸 (平成15年度～算出)	35戸
マイバッグの利用者数 (%)	未確認	(アンケート実施) 現状数の20%UP

(5) 地球環境保全に資する取組みの推進

【目指す姿】日吉津から地球環境を守る活動を展開しよう

- ◇みんなの地球を守ろう
- ◇ライフスタイルを変えよう

【現状と課題】

・ 地球温暖化防止対策の推進

人間の活動が拡大するに伴って大気中に放出される大量の二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化を引き起こし、海面水位の上昇など地球規模で影響を与えると予測されています。

私たちは、地域の環境が地球にも深く関わるとともに、私たち一人ひとりの行動が地球環境に負荷を与えていていることを十分に理解し、国際的にも連携して地球環境の保全に向けた活動を推進していく必要があります。

本村においても車の増加などライフスタイルの変化によって、二酸化炭素の排出量は増え続けています。

京都議定書が発効され、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減が世界的な動きとなる中で、身近なところから環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が重要です。

平成20年度、本村では、日吉津小学校体育館の屋根に建材一体型の容量60kWの太陽光電池パネルを設置し、環境にやさしい施設を整備しました。発電した電力は、玄関ホールの大型ディスプレイを通し、その発電状況がリアルタイムに確認できるなど、児童に太陽光発電の働きを理解できるようにしてあります。

毎日の発電データを集計し、月間・年間・季節ごとの発電状況を調べることにより、太陽光発電の果たす役割やクリーンエネルギーの大切さを学ぶことができます。

平成21年度より実施した住宅用太陽光発電システム導入経費支援補助金は、平成21年度10件42.93kW、平成22年度16件68.55kWの導入に対する補助を行っています。平成23年度は、当初予算を上回る申込みを受け、予算を補正（追加）して、30件を実施しています。

【具体的施策】

(5) - 1 地球温暖化対策

再生可能エネルギー（太陽光発電等）の普及推進に努めます。

太陽光発電システムの導入により家庭からの二酸化炭素排出量の削減と自給率向上のために、太陽光発電システムの導入に対して、県と連携した支援を検討します。

村民や事業者の自発的な省エネルギー行動や省エネルギー型製品の普及を促進します。

①太陽光発電等を対象とした補助金の交付（家庭用燃料電池含む）

住宅用太陽光発電システム導入経費支援補助金等を実施し、再生可能エネルギー・高効率エネルギーの普及推進に努めます。

(5) - 2 オゾン層の保護

フロンガスの適正使用と排出防止の啓発に努めます。

オゾン層破壊物質の適正な回収と処理について啓発や指導に努めます。

(5) - 3 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

不要な時の自動車のエンジンを停止するアイドリングストップ運動やノーマイカーデーを推進し、村民のライフスタイルの転換を図ります。

①自然エネルギーの導入（太陽光発電等の普及【5】- 1 再掲）

②小学校校庭の芝生化

「鳥取方式」校庭の芝生化を推進し、温暖化防止への一助とともに、次代を担う児童をはじめ、村民の皆さんへの参画の場、啓発の場とします。

③役場の取組み

村民及び村内事業所のモデルとなるよう、以下のような点を実践します。

・公用車は低公害車へ切り替えを行い、電気自動車・電動バイクの導入も行います。

・ノーマイカーデーを実施し、公共交通機関の利用を推進します。

【目標】

主な目標指標	現 状 (平成 22 年度末)	目標 (平成 28 年度末)
家庭用太陽光発電導入数 (kW)	村補助利用導入数 111.48 kW	500 kW
公共施設への太陽光発電設備導入件数	1 箇所	2 箇所

(1) 環境教育の推進

①学校教育における推進

・環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻くすべての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的にかかわり、環境に対する豊かな感受性をもつことができるようになります。

小学校体育館の太陽光発電システムや、県内産木材をふんだんに使用した木造の附属特別棟（こども図書館）などを活用しながら、児童の認識を深めていきます。また、グラウンドの芝生化によって、児童をはじめ村民が身の回りの環境について理解を深める場とします。

・環境に関する見方や考え方の育成

身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関して、持続可能な社会の構築につながる見方や考え方をはぐくむようにします。

・環境に働きかける実践力の育成

環境保全のためにどのような生活様式をとり、どのような実践的な行動をとるべきかなどについて考えて行動することや、自ら責任ある行動をとり、協力して問題を解決していくことなどができるようにします。

②公民館活動など社会教育における推進

・環境に関する学習の充実

こどもから大人までの幅広い年代を通じたボランティア活動の場の提供を行う事業を実施することで、地域の実情に即したボランティア活動の機会の充実を図ります。

・自然体験活動に係る指導者の育成

こどもたちの豊かな心をはぐくみ生きる力を身につけるためには体験活動が重要であることから、自然体験活動を展開できるように環境の整備を進めます。

こどもエコクラブ等の活動で自然体験活動を行う際に、必要な知識や技術を身に付け、指導していただく方、また、それをサポートしていただく方を育成します。

・環境に関する子どもの体験活動の場の整備

日野川河口部周辺の豊かな自然を活かし、こどもたちが気軽に自然の生態系の中へ足を踏み込み、自然観察や散策などを行える総合学習の場として整備を図ります。

(2) 村・村民・コミュニティ・事業者のパートナーシップ

①「日吉津村環境の日、6／5」の設定と啓発活動の実施

毎年、6月5日を「日吉津村環境の日」とし、その趣旨に相応しい各種啓発活動を村民等の実行委員会により実施します。これにより、環境問題に対する理解が深まり、具体的な活動への意欲が高まることを目的とします。

②自治基本条例に基づく、参画と協働のむらづくりの推進

村は、村民の意思を村政に反映するため、村政への参画の機会を拡充し、村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係を深め、協働して村づくりを行うものとします。(自治基本条例第7条)

③コミュニティにおける実践を通した啓発活動

村民は、コミュニティ(自治会、ボランティア団体等)の活動に積極的に参加し、相互に助け合うとともに、地域環境課題の解決に向けて協力して行動するものとします。また、村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるように努めるものとします。

(3) 推進体制の確立

①村環境審議会の役割

- ・村長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全及び創造に関する重要な事項等を調査及び審議します。
- ・前項に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項等を村長に提言することができます。(日吉津村環境基本条例第23条)

②役場庁内の組織

- ・進捗管理のための役場庁内の推進組織を設置します。

③進行管理

- ・この計画による目標と施策は、P D C A(計画→実行→点検→見直し・実践)により進行管理を行います。

④年次報告

- ・条例に基づく年次報告

各施策において目標等の達成度、波及効果などの年次報告を行い、環境審議会で審議するとともに、村ホームページ等で公表し、村民の皆さんのお意見を反映します。

⑤その他

- ・基本計画策定委員会

基本計画の策定及び計画(次期)改定の際には、村民を中心とする策定委員会を設置し、計画の素案を策定します。

■家庭版

家電

・電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしましょう。

○電気カーペット・こたつ

・電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節しましょう。

・こたつは敷マットと上掛け布団を使用し、温度設定をこまめに調節しましょう。

○エアコン

・エアコンのフィルターをこまめに掃除し、冷暖房の効率を上げましょう。

・冷暖房機器は不要なつけっぱなしをしないように気をつけましょう。

○照明器具

・人のいない部屋の照明は、こまめな消灯に心がけましょう。

○テレビ

・テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。

キッチン

・食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめ洗い、温度調節もこまめにしましょう。

・洗いものをする時は、給湯器の温度設定を出来るだけ低くするようにしましょう。

○冷蔵庫

・冷蔵庫の庫内の温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気をつけましょう。

・冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置しましょう。

・冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気をつけましょう。

○電子レンジ

・煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。

○電気ポット

・電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。

○ガスコンロ

・やかんや鍋底から、ガスコンロの火が外へ大きくなはみださないように、火力を調整して使用しましょう。

洗濯

・洗濯をする時は、まとめて洗うようにしましょう。

お風呂

- ・お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしましょう。
- ・シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気をつけましょう。
- ・お湯を沸かすときは、必要な分のみ沸かすようにしましょう。
- ・浴槽にはフタをし、お湯が冷めにくいようにしましょう。

トイレ

- ・温水洗浄便座は温度をひかえめに設定し、使わない時はふたを閉めるようにしましょう。

買物

- ・「地産地消」-地元で採れた農産物を地元で消費しよう。
- ・シャンプーや洗剤、調味料などは、詰め替え可能な製品を優先して購入しましょう。
- ・レジ袋のかわりにマイバッグを持参しましょう。

ごみ

○リデュース=減らす

- ・紙コップや紙皿、ペーパータオル、割り箸などの使い捨て製品は、なるべく購入しないようにしよう。
- ・食べきれない量を買わない、つくれないようにしましょう。

○リユース=再使用

- ・不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、人に譲りましょう。
- ・壊れても修理して大切に使いましょう。

○リサイクル=再生利用

- ・資源物(古紙、古着、アルミ缶など)は、出し方を守って、資源回収へ出しましょう。
- ・再生してつくられた製品を利用しましょう。

○ポイ捨て等

- ・たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。
- ・ペットの糞は飼主がきちんと始末しましょう。
- ・庭先などでゴミの焼却はやめましょう。

移動手段

- ・アイドリングはできる限りないように気を付けましょう。
- ・経済速度を心がけ、急発進しないように気を付けましょう。
- ・タイヤの空気圧は適正に保つように心がけましょう。
- ・外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしましょう。
- ・ウォーキングやサイクリングなどで、健康にも環境にも配慮しましょう。

環境保全

- ・生態系を守るため、外来生物(動物や鳥、魚、昆虫など)を放さないようにしましょう。
- ・殺虫剤や除草剤などの使用にあたっては必要最小限に抑えましょう。
- ・環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話し合いましょう。
- ・村や環境関連団体などが主催する環境保全活動に積極的に参加しましょう。

自然

- ・自然にふれあい、感じることを大切にしましょう。
- ・自然観察会や自然環境調査などに参加、協力しましょう。

■事業所版

照明器具・電化製品

- ・昼休みなど休憩時は消灯しましょう。
- ・使用していない部屋やトイレは消灯しましょう。
- ・昼間、窓側の明るい場所は消灯しましょう。
- ・残業時に不要な照明は消しましょう。
- ・白熱灯は電球型蛍光灯に切り替えましょう。
- ・昼休みや退社時には、パソコンやプリンター、コピー機など、使用していない機器の主電源を切りましょう。

冷暖房機器

- ・夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに取り組みましょう。
- ・冷暖房の設定は、夏は 28°C、冬は 20°C を目安にしましょう。

節水

- ・水を無駄に流さないなど、日常的な節水に取り組みましょう。
- ・水道の水圧を調整し、節水を図りましょう。

ごみ

○リサイクル

- ・使用済みコピー用紙、段ボール紙などは分別して、リサイクルに回しましょう。
- ・コピーを取るときは、両面コピーを徹底しましょう。
- ・使用済みやミスコピー用紙の裏面使用を進めましょう。
- ・使用済み封筒の再利用に努めましょう。
- ・空き缶、びん、ペットボトル、書籍雑誌類、新聞紙などは分別して、リサイクルに回しましょう。

○リデュース

- ・マイカップ、マイ箸、マイ水筒の使用を進めましょう。

購入

- ・再生品など環境に配慮した商品を購入しましょう。

資料／用語説明

この計画において掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

(2) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをおきます。

(3) 全庁

行政のすべての課をいいます。

(4) 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、村民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(5) 低公害車

大気汚染物質(窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことをいいます。(電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車の4車種)

(6) アイドリングストップ

停車時に自動車のエンジンを止めることです。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされます。

(7) 希少野生動植物

絶滅危惧種の保護を目的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき種指定されます。「国内希少野生動植物種」、「国際希少野生動植物種」、「緊急指定種」及び「特定国内希少野生動植物種」に分類されます。

(8) こどもエコクラブ

環境への高い知識を持つこどもを育成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担うこどもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に、環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援しているクラブです。

(9) RPF

Refuse Paper & Plastic Fuel の略称であり、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料です。

(10)京都議定書

平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書をいいます。日本は平成10年4月28日に署名し、平成14年6月4日に批准しています。平成20年～平成24年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、6%削減することを義務付けています。